

令和7年12月議会
生活環境委員会
報告資料

- 福岡都市圏における流域連携基金事業について 1頁
- 公益財団法人福岡市水道サービス公社の実施事業の
あり方について 7頁

水道局

福岡都市圏における流域連携基金事業について

(1) 福岡都市圏広域行政推進協議会について (地方自治法第252条の2の2の協議会)

① 目的

福岡都市圏域における広域行政の推進を図るため、広域行政計画の策定及び当該計画に係る事務事業の連絡調整を行う。

② 設立

昭和53年1月11日

③ 構成(10市7町)

福岡市

筑紫地域:筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市

糟屋地域:古賀市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町

宗像地域:宗像市、福津市

糸島市

④ 組織

会長:福岡市長

副会長:春日市長、篠栗町長

委員:その他構成市町の長及び福岡市副市長
(事務局:福岡市)

⑤ 事業

ア 広域行政計画の策定及び当該計画に係る事務事業の連絡調整

・ふくおか都市圏まちづくりプラン

(第6次広域行政計画 2021年度~2030年度)

イ 関係機関等への提言活動

・国、県等に対する提言活動

ウ 調査・研究

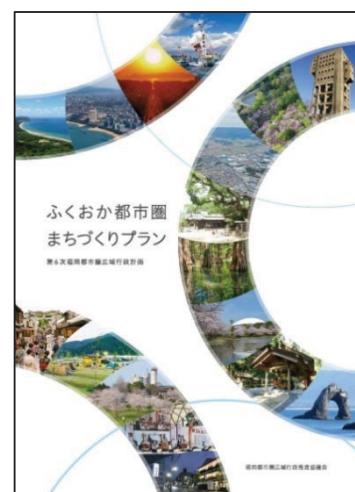
・福岡都市圏総合水対策研究会

・企画担当者研修 等

エ 会議の開催

・総会

・幹事会



(参考)福岡都市圏広域行政推進協議会 令和7年度歳入歳出予算

○歳入

(単位:円)

科 目	令和7年度 当初予算	令和6年度 当初予算	増減	備考
負 担 金	4,950,000	4,950,000	0	
福 岡 市 負 担 金	3,059,000	3,059,000	0	人口割
各 市 町 負 担 金	1,891,000	1,891,000	0	福岡市を除く16市町
特別負担金	24,020,000	23,020,000	1,000,000	
水 対 策 研 究 会	1,020,000	1,020,000	0	
福 岡 都 市 圏 安 全 ・ 安 心 の まちづくり事 業	1,000,000	1,000,000	0	
ふくおか都市圏統計データ集作成等	2,000,000	1,000,000	1,000,000	
福岡都市圏地域経済・観光振興事業	20,000,000	20,000,000	0	
繰 越 金	1,612,000	1,411,000	201,000	
雑 入	739,000	723,000	16,000	雇用保険料収入、預金利息 等
合 計	31,321,000	30,104,000	1,217,000	

○歳出

(単位:円)

科 目	令和7年度 当初予算	令和6年度 当初予算	増減	備考
事務局経費	7,301,000	7,084,000	217,000	
給 員 料	2,282,000	2,163,000	119,000	会計年度任用職員給与
職 員 手 当 等	1,426,000	1,366,000	60,000	会計年度任用職員手当 等
謝 礼 金	20,000	20,000	0	研修講師謝礼金 等
旅 費	400,000	400,000	0	国提言 等
需 用 費	340,000	340,000	0	提言書印刷 等
通 信 運 搬 費	60,000	60,000	0	郵便代 等
委 託 料	58,000	58,000	0	提言書図面修正 等
借 料 及 び 損 料	304,000	304,000	0	バス借上げ費、パソコンリース料 等
会 議 費	1,050,000	1,050,000	0	諸会議開催経費 等
共 済 費	1,351,000	1,313,000	38,000	会計年度任用職員社会保険料 等
負 担 金	10,000	10,000	0	各種会議参加負担金 等
特別負担金事業経費	24,020,000	23,020,000	1,000,000	
水 対 策 研 究 会	1,020,000	1,020,000	0	総合水対策研究会の運営経費
福 岡 都 市 圏 安 全 ・ 安 心 の まちづくり事 業	1,000,000	1,000,000	0	飲酒運転撲滅事業等経費
ふくおか都市圏統計データ集作成等	2,000,000	1,000,000	1,000,000	都市圏統計データ集の作成・検討部会の運営支援 等
福岡都市圏地域経済・観光振興事業	20,000,000	20,000,000	0	ふくおか都市圏Kidsジョブチャレンジ
合 計	31,321,000	30,104,000	1,217,000	

(2) 福岡都市圏広域行政事業組合について (地方自治法第284条第2項の一部事務組合)

① 目的

福岡都市圏広域行政計画に基づく共同事業及びモーター ボート競走
(福岡市を除く)に関する事務の共同処理を行う。

② 設立

平成5年4月 28日

③ 構成(10市7町)

福岡都市圏広域行政推進協議会と同じ



④ 組織

ア 執行機関

管理者(福岡市長)

副管理者(篠栗町長) 他

イ 議会

議長(春日市長)

議員16名(構成市町の長14名、副市町長2名)

⑤ 事業

ア 福岡都市圏広域行政計画に基づく共同事業に関する事務

イ モーター ボート競走に関する事務(福岡市を除く16市町主催分)

⑥ 会計内訳(次頁参照)

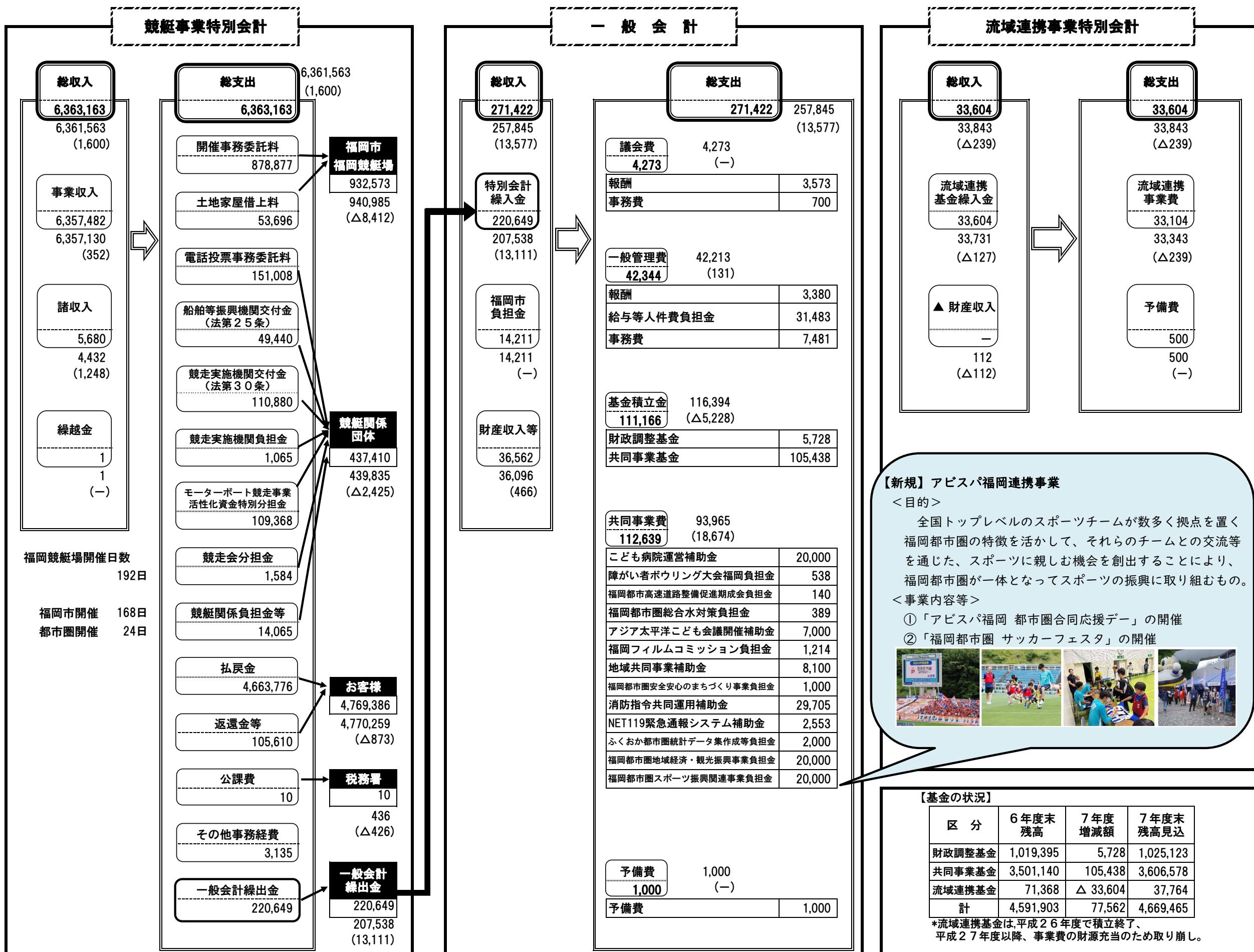
ア 競艇事業特別会計(開催運営費 等)

イ 一般会計(一般管理費、共同事業費 等)

ウ 流域連携事業特別会計(流域連携事業費)

令和7年度歳入歳出予算フローチャート

*欄外の数字は6年度予算額 ()内は増減額
*単位：千円



1. 設立経緯

- 福岡都市圏内には大きな河川がなく、地理的に水資源に恵まれていないことから、**昭和58年度に筑後川水系からの流域外導水を開始**
- 水源地域対策特別措置法において、**水源地域は水道事業者に対して生活地域振興策や環境対策等を負担させる権利を有している**。そこで、都市圏では率先して**筑後川流域・水源地域との交流を開始**
- 平成12年度、筑後川水系の大山ダム建設に絡み、大山町をはじめとする**筑後川流域・水源地域から都市圏に対して、地域振興策等の具体的な要望**が寄せられた
- 福岡都市圏広域行政推進協議会で議論を重ね、**平成15年度総会で下記事項を決定**
 - 水資源開発の円滑な推進や渇水時の取水の安定化を目的に、水源地域との交流・連携を積極的に進めるとともに、水源地域の意見に配慮した取組みを行っていくための基金を設置し、より一層の水源地域対策に取り組んでいく」

2. 流域連携基金（平成17年度設置）

【目的】

福岡都市圏共通の(筑後川)水源地域及び流域に対して、交流推進事業や森林保全、環境対策、地域振興等の支援事業を行って連携を図るとともに、もって相互理解を深めるため基金を設置

【積立】

平成17年度から平成26年度までの10年間、6,000万円/年

[内訳]・16市町(企業団受水割合約34%)2,039万円
・福岡市(企業団受水割合約66%) 3,961万円

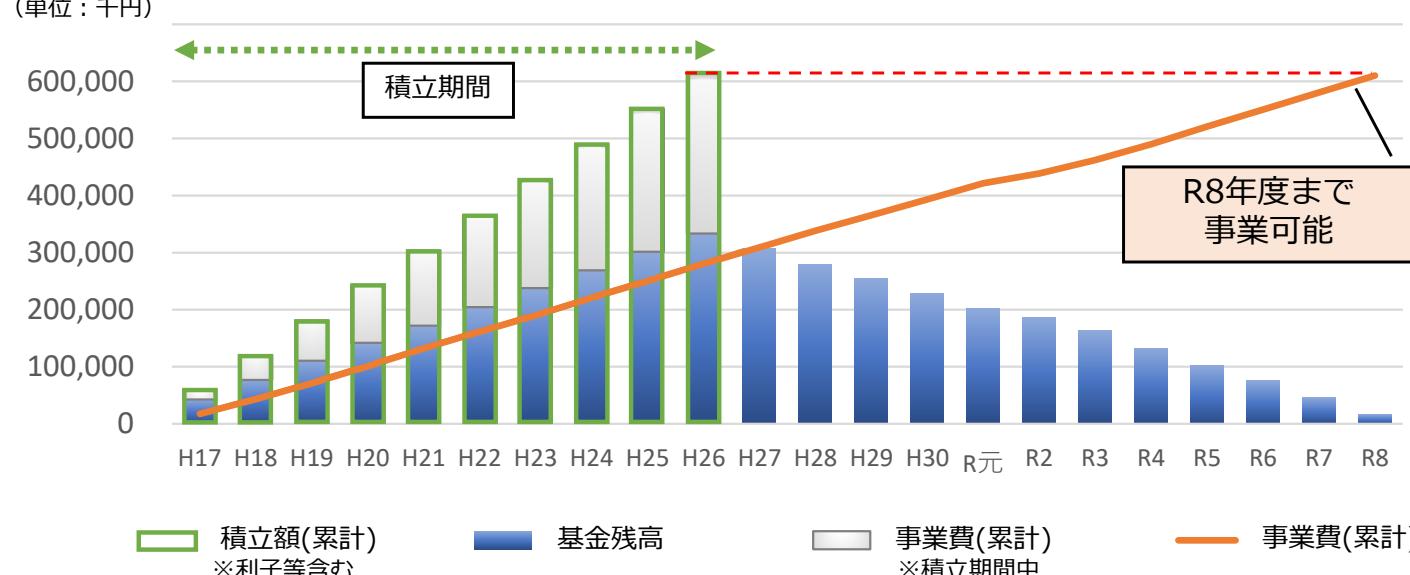
「都市の発展」「市民への水の安定供給」という両方の側面を有しているため、**一般会計と水道企業会計**、両会計から拠出。

	既存事業分	新規事業分	合計
一般会計	7,610千円	16,000千円	23,610千円
企業会計	-	16,000千円	16,000千円

【基金事業】

平成17年度から**毎年約3,000万円規模の事業を実施**

【基金・事業費 推移】



3. 基金事業の主な実績

【交流推進事業】

都市圏と筑後川流域・水源地域の住民との交流

かつぱリング事業 [H17~]



延べ12,000人以上の住民が文化・スポーツを通じて交流

筑後川のめぐみフェスティバル [H17~]



流域市町村の特産品販売等に延べ30万人以上が来場

【森林保全支援事業】

植樹等を通じて貴重な水源を育むことへの理解促進

200海里の森づくり植樹事業 [H17~]



都市圏職員・住民が毎年水源地を訪れ、植樹を実施

【環境対策支援事業】

河川・海域環境保全の実施、保全活動団体への支援

有明海クリーンアップ作戦等 [H17~]



都市圏職員が筑後川流域を毎年清掃

【地域振興支援事業】

都市圏住民を対象に流域への理解促進・魅力発信

筑後川・川の駅スタンプラリー [R3~]



約15万人の都市圏の小学生に台紙を配布し啓発

【広報・啓発・その他】

都市圏住民の筑後川への感謝の気持ちの醸成

福岡都市圏「水」キャンペーン [H17~]



毎年水の週間に、都市圏一体となりキャンペーンを実施

4. 総括

- 福岡都市圏の流域外導水は筑後川流域・水源地域からの「流域優先」の声があるなか開始されたが、流域連携基金事業を通じて、当該地域と**様々な交流事業等を継続**してきた結果、**都市圏における流域外導水の必要性が徐々に認められてきた**
- 今後も、**都市圏内に水を安定供給するためには、都市圏水道水の約3分の1を依存する筑後川の水は必要**であり、引き続き、筑後川の水のめぐみに対する感謝を忘れずに、**流域・水源地域との関係維持・向上に努める必要**がある
- 一方、基金残高が残りわずかとなっていることから、今後も関係を維持・向上していくうえで、**流域連携基金事業のあり方について検討が必要**である

※振り返り結果を踏まえ、基金事業の継続検討可否について各市町意見照会(R7.7.31日付)
⇒【事業継続検討可で全会一致】

II 流域連携基金事業のあり方検討

都市圏総会（10/27開催）
資料（加筆）

1. 検討体制

- **都市圏総合水対策研究会**（都市圏協議会の下部組織）
 - 主に流域連携基金事業の実施部署メンバーで構成
 - 〔メンバー〕 17市町の水道課長または企画課長、水道企業団・組合の課長級
 - ⇒ 【役割】・基金事業の見直し・検討（計3回）を行い都市圏協議会課長会議（10月）に提案
- **都市圏協議会課長会議**
 - ⇒ 【役割】・水対策研究会から提案された事業内容を（企画的視点を踏まえ）検討し、幹事会・総会（10月）に諮る
 - ・基金の積立スキームを検討し、幹事会・総会（2月）に諮る

2. 基金事業見直し(案) 次期年間事業規模:約3,200~3,800万円

【交流推進事業】

- ・筑後川のめぐみフェスティバル
 - ・かっぱリング事業
 - ・水の姉妹校形成促進事業
 - ・大山ダム水源地域上下流交流事業
 - ・あさくら体験学習事業
- 内容変更
削除

【森林保全支援事業】

- ・水源林整備促進支援事業
 - ・200海里の森づくり下草刈り交流会
 - ・“椿ヶ鼻”水源の森づくり事業
 - ・水郷ひたの森づくり事業
 - ・合所ダム水源の森を守る森林セラピートラベル
 - ・クレジット購入支援
- 内容変更
新規追加

【環境対策支援事業】

- ・環境対策支援補助金
- ・有明海クリーンアップ作戦
- ・筑後川河川美化「ノーポイ」運動

【地域振興支援事業】

- ・水源地域施設利用促進事業
 - ・筑後川フェスティバル
 - ・日田川開き花火大会支援
 - ・筑後川・川の駅スタンプラリー
 - ・流域・水源地域魅力発信事業
- 内容変更
新規追加

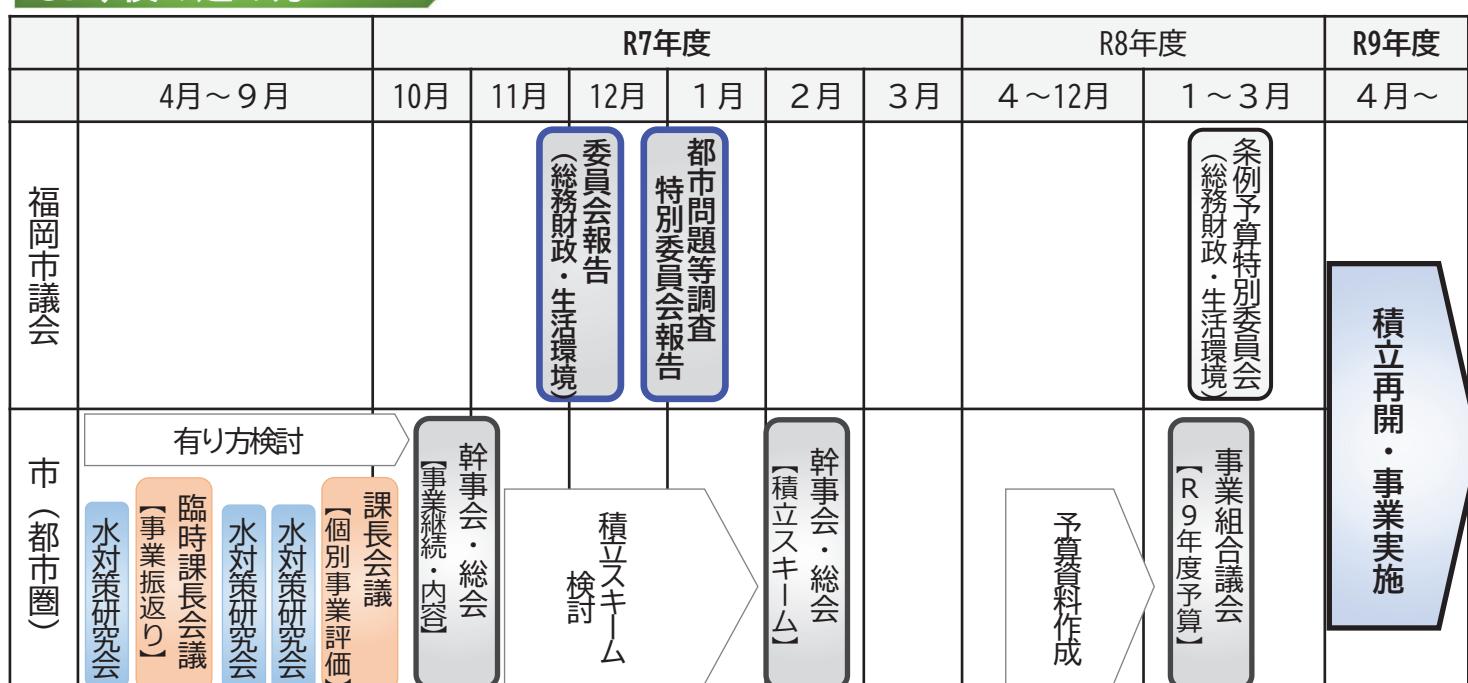
【広報・啓発事業】

- ・福岡都市圏「水」キャンペーン
- ・ありがとう筑後川シール

【その他】

- ・災害見舞金等

3. 今後の進め方



公益財団法人福岡市水道サービス公社の実施事業のあり方について

公益財団法人福岡市水道サービス公社（以下「公社」という。）が置かれている状況を踏まえ、公社が実施している福岡市からの受託事業及び自主事業について、あり方を検討するもの。

I 経緯

1 外郭団体改革実行計画に基づく見直し

◆第2次外郭団体改革実行計画（平成20～23年度）

「事業内容等の見直しとともに、経営改善を行う団体」

- ・平成21年度から営業所業務を段階的に民間委託

西営業所（平成21年度～） 早良営業所（平成22年度～）

中央営業所（平成24年度～） 南・城南営業所（平成25年度～）

＜平成25年度 事業費：約28億円 職員：259人＞

◆第3次外郭団体改革実行計画（平成25～28年度）

「市との随意契約のあり方について検討する団体」

- ・営業所業務の民間委託を拡大

東・博多（検針）営業所（平成27年度～）

- ・浄水場排水処理施設運転管理業務の民間委託（平成27年度～）

- ・取水場維持管理業務の直営化（平成27年度～）

- ・水道技術研修所運営及び配水施設等維持管理業務の直営化（平成29年度～）

- ・給水装置工事設計審査・検査業務等の直営化（平成29年度～平成31年度）

＜平成29年度 事業費：約 6億円 職員： 43人＞

2 外郭団体のあり方に関する指針の策定

◆外郭団体のあり方に関する指針（平成29年度～）

「事業内容などを検討する団体」

- ・給水装置工事設計審査・検査業務等の公社委託（令和 2年度～）

《給水装置に係る業務を一体的に公社に委託し、効率的に実施するため》

- ・小規模貯水槽の適正管理業務の直営化（令和 3年度～）

- ・給水装置工事申請・検査受付窓口のオンライン化（令和 5年度～）

＜令和 7年度 事業費：約 9億円 職員： 54人＞

3 外郭団体のあり方に関する指針の改定

市の定年年齢の段階的な引き上げにより、公社設立の目的の一つであった「経験豊富な60歳超の職員の活用による水道技術の継承」が水道局でも行える状況となるとともに、公社の市退職者ポストの充足が年々難しくなっていることを踏まえ、令和7年11月に改定された外郭団体のあり方に関する指針において、公社は「法人のあり方を検討する団体」に位置付けられた。

これらの状況を踏まえ、受託事業と自主事業について再検証し、事業のあり方（局直営化や民間事業者の活用等）について検討を行う必要がある。

II 事業のあり方の検討

1 福岡市からの受託事業

（1）現状

福岡市からの受託事業は、水道メーター維持管理業務、漏水発生給水管応急修理業務及び給水装置工事設計審査・検査業務となっており、業務の特殊性・専門性や効率性の観点から、一括して公社に委託している。

受託事業については、公社派遣職員と経験豊富な60歳超の職員が担っているが、経験豊富な60歳超の職員の活用が水道局でも行うことができる状況にある。また、水道メーター維持管理業務や漏水発生給水管応急修理業務については、現場業務を公社から民間事業者へ再委託している。

（2）検討内容

受託事業については、経験豊富な60歳超の職員を効果的に活用することができる公社が効率的に実施してきたが、そのメリットが希薄化しているため、業務の効率化や民間委託等について検討するとともに、水道事業全体として最適な組織体制となるよう検討を行う。

2 自主事業

（1）現状

公社の自主事業は、節水PR事業、水源地域振興協力及び交流事業、駐車場事業、広告掲載事業及び簡易専用水道等の定期検査業務となっている。

簡易専用水道等の定期検査業務については、公社が市内の全検査件数の6割弱を占めているものの、平成15年の水道法改正以降、民間の検査機関の参入が進むとともに、物価上昇等による経費の増により収支が厳しい状況にある。また、市の定年年齢の引き上げにより市退職者の確保も厳しい状況にある。

(2) 検討内容

節水PR事業、水源地域振興協力及び交流事業、駐車場事業及び広告掲載事業は、水道局でも同様の事業を実施しており、水道事業全体として最適な実施体制となるよう検討を行う。

簡易専用水道等の定期検査業務については、収支の安定化を図るとともに、外郭団体のあり方に関する指針における見直しの基本的な考え方である「民にできるものは民に」の視点に立ち、民間事業者の活用等について検討を行う。

III 公社実施事業のあり方の検討を踏まえた公社のあり方について

受託事業及び自主事業のあり方の検討結果を踏まえ、公社のあり方について検討することとする。

公社のあり方を含めた検討結果については、適宜、議会へ報告を行う。

【参考】 公社の実施事業見直しの変遷

区分	業務名	外郭団体改革実行計画			外郭団体の あり方に関する 指針
		第1次	第2次	第3次	
		平成16～19年度	平成20～23年度	平成25～28年度	平成29年度～
福岡市からの受託事業	取水施設の維持管理	公社委託			局直営
	浄水場の排水処理	公社委託			民間委託
	配水施設の維持管理	公社委託			局直営
	営業所の運営等	公社委託			民間委託
	技術研修所の運営	公社委託			局直営
	給水装置に係る業務	公社委託			執行体制や事務の効率化
自主事業	簡易専用水道等の検査	自主事業			民間事業者の参入

公社が実施している事業のあり方について、検討を行う。